

石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会 水域占用技術審査委員会規約（案）

（目的）

第1条 本審査委員会は、石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会設置要綱第5条（令和元年12月17日改正）に基づき設置し、洋上風力発電施設の水域占用許可にあたり、国が定める各種基準への審査等に係る助言等支援を行う。

（組織及び委員）

第2条 審査委員会の委員は別表-1に掲げるものにより構成する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを決める。
- 3 委員の任期は、水域占用許可までとする。
- 4 審査委員会にはオブザーバーを置くことができる。

（会議）

第3条 会議は委員長が招集し、会議を総理する。

- 2 会議は、非公開とする。
- 3 会議は、委員の1/2以上の出席を持って成立とする。
- 4 委員長に事故のある時は、委員長が予め指名したものが、その職務を代行する。

（事務局）

第4条 事務局を石狩湾新港管理組合におく。

（その他）

第5条 この規約に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項が生じた場合は委員長が別に定めることができる。

（附則）

この規約は、令和元年12月17日から施行する。

石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会
水域占用技術審査委員 名簿

令和元年12月17日

(順不同・敬称略)

	所 属	区 分	氏 名
委員	北海道科学大学工学部都市環境学科	学識経験者	白石 悟
委員	(独)北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター	学識経験者	高橋 英明
委員	北海道大学大学院工学研究院	学識経験者	横田 弘
委員	弘前大学地域戦略研究所	学識経験者	本田 明弘
委員	国土交通省北海道開発局 港湾空港部港湾計画課	行政関係者	白熊 良平
委員	国土交通省北海道開発局 小樽開発建設部小樽港湾事務所	行政関係者	矢野 隆博
委員	北海道総合政策部交通政策局交通企画課	行政関係者	高木 浩
委員	小樽市総務部企画政策室	行政関係者	高山 裕司
委員	石狩市企画経済部企業連携推進課	行政関係者	堂屋敷 誠
委員	石狩湾新港管理組合	行政関係者	別所 博幸
オブザーバー	小樽海上保安部交通課	行政関係者	大谷 良彦